

## 香川県立保健医療大学入学資格審査規程

(趣旨)

第1条 本規程は、香川県立保健医療大学が学校教育法施行規則第150条第7号に定める入学資格審査（以下「入学資格審査」という。）を行うために必要な事項を定める。

(個別の入学資格審査における入学資格の要件)

第2条 本学が実施する個別の入学資格審査により本学への入学資格を付与する場合の要件は、次のいずれにも該当する場合とする。

- (1) 学校教育法に規定する通常の課程の修了者(修了見込み者を含む。)に該当しない者で、入学する年度の学年の初めにおいて18歳以上である者
- (2) 申請者の学習歴、実務経験及び取得している資格等を総合的に判断し、次のいずれかに該当し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者
  - イ 個人の学習歴等が高等学校を卒業した者と同等以上の学力を有する者と本学が認めるもの。
  - ロ 取得している資格等に係る資格試験において、高等学校を卒業した者と同等以上の学力を有することを確認する学力試験を科し、かつ専門的知識等を審査のうえ与えられる職業資格を取得している者で、本学が相当と認めるもの。

(申請受付期間)

第3条 入学資格認定申請の受付期間は、次の各号に掲げる期間とする。

- (1) 入試センター試験の出願受付開始前で本学が指定する期間
- (2) 大学入試センター試験終了後で、本学が指定する期間

(提出書類)

第4条 本学の個別入学資格審査により入学資格申請を希望する者は、次の書類を提出しなければならない。

- (1) 入学資格認定申請書（本学所定の様式）
- (2) 学習等の履歴書（本学所定の様式）
- (3) 入学資格の審査区分（学習歴・実務経験・取得資格）に応じた提出書類
- (4) その他、本学が審査に必要として指定した書類

(審査委員会の設置)

第5条 入学資格審査を行うために、香川県立保健医療大学入学資格審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。

(審査委員会の組織)

第6条 審査委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学長
- (2) 副学長
- (3) 学生部長
- (4) 図書館長
- (5) 看護学科長
- (6) 臨床検査学科長
- (7) 入試委員長
- (8) 事務局長

2 審査委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 3 委員長は学長をもって充て、副委員長は副学長をもって充てる。
- 4 副委員長は、委員長の職務を補佐するとともに、委員長に事故あるときはその職務を代行する。

(審査委員会の会議)

第7条 審査委員会の会議は、委員長が招集し会議の議長となる。

- 2 会議は、委員の2分の1以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 議事は出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、委員会に委員以外の者を出席させることができる。

(審査の方法)

第8条 審査委員会による入学資格審査は、審査を申請した者(以下「審査申請者」という。)から別に定めるところにより提出された書類(以下「審査書類」という。)を用いて、別に定める基準に基づいて行う。

- 2 前項の審査は、審査申請者ごとに個別に行う。

(入学資格認定)

第9条 教授会は、審査委員会の審査結果を受け、審査申請者の本学への入学資格の認定の可否を審議する。

- 2 学長は、前項の審議結果を参酌して認定の可否を決定し、速やかに審査申請者に通知する。
- 3 前項の通知は、審査申請者に対する文書の交付によって行う。

(入学資格の再審査)

第10条 前条第2項において認定可と決定された者について、審査書類の内容に虚偽記載があることが判明した場合には、審査委員会はあらためて入学資格審査を行う。

- 2 学長は、前項の審査の報告を受け、既に認定可と決定された者の入学資格の認定の可否をあらためて決定する。

(事務)

第11条 入学資格審査に関する事務は、事務局において行う。

(委任)

第12条 この規程に定めるもののほか、入学資格審査に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規程は、平成17年5月18日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。